# 年金機構けんぽからのお知らせ（第239号）01. 10. 18

## 令和元年８月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号及び第19号に伴う災害により被害を受けられた皆様へ（一部負担金等免除関係）

この度の災害により被害を受けられた皆様、心よりお見舞い申し上げます。
「年金機構けんぽからのお知らせ（第230号、第232号、第238号）」にて詳細が決まり次第連絡することとしていました、一部負担金等の免除等についてお知らせします。

### １　一部負担金等の免除の対象となる方

令和元年８月の前線に伴う大雨､令和元年台風第15号及び第19号に伴う災害により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であって､次のいずれかの申立てをした方。

ⅰ　住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
ⅱ　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
ⅲ　主たる生計維持者の行方が不明である場合

### ２　一部負担金等の免除期限

令和２年３月３１日

### ３　免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口に被保険者証とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。
「健康保険一部負担金等免除申請書（様式１）」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類（罹災証明書等）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

### ４　一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。
「健康保険一部負担金等還付申請書（様式２）」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記３・４ともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは対象となりませんのでご注意ください。

## ５　任意継続被保険者保険料の納付期限延長

　一部負担金等の免除の対象となる方で納付期限の延長を希望される場合は、申出（文書または電話）により、被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。

　また、免除の基準に満たない場合であっても被害状況に応じて納付期限の延長をいたします。


お問い合わせ先

日本年金機構健康保険組合　業務課

一部負担金について　山田・浅野

任継保険料について　平田・浅野

〒１６８－８５４８

東京都杉並区高井戸西３－５－２４

電話：０３－５３３６－０３１３